

令和元年分所得税および復興特別所得税の確定申告・令和2年度市県民税の申告相談

相談期間／2月17日（月）～3月16日（月） 平日の午前9時から午後4時まで

相談会場／加西市役所 1階多目的ホール（例年と会場が違うので、ご注意ください）

※2月26日（水）と3月4日（水）は受付時間を午後7時まで延長します。

※所得税等の還付申告書は、2月14日（金）以前でも税務署へ提出することができます。

●必要な本人確認書類の写し（①～③のいずれか）

①マイナンバーカード

②「個人番号通知カード」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」

③「マイナンバーが記載された住民票」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」

※本人以外が申告書を提出する場合、申告者本人の上記写しの添付が必要です。

●対象者

①給与所得者および公的年金等受給者で他の所得がある方

②営業・農業所得等がある方（おおむね300万円未満の所得者）など

※上記以外の所得（土地・建物・株式等を譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、1年目の住宅ローン控除、相続税、贈与税、消費税および地方消費税）は、社税務署で申告相談をしてください。

●国税庁ホームページからも申告できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税等の申告書を簡単に作成できます。その場合は、電子申告（e-Tax）か、印刷をして社税務署へ提出してください。また、税務署でID・パスワードを取得するか、マイナンバーカードを使ってスマートフォンやパソコンから電子申告できます。

●収支内訳書・医療費控除の明細書等は事前に作成を

事業所得（農業所得含む）や不動産所得の申告は、収入と経費を領収書等に基づき、計算します。申告相談会場は、混雑しますので、収支内訳書や医療費控除の明細書等の集計をしてお越しください。

なお、事業所得、不動産所得または山林所得のある全ての方（所得税の申告の必要がない方を含む）に、記帳・帳簿等の保存の必要があります。

●償却資産（固定資産税）の申告は1月31日（金）まで

広報かさい12月号でお知らせしたとおり、法人や個人で工場や商店などを経営している方や太陽光発電等の事業を行っている方で、事業に使用する機械・器具・備品・構築物等の償却資産をお持ちの方は、令和2年1月1日現在の資産状況を税務課へ申告してください。

事業主の皆さまへ

給与支払者は、令和元年中の給与支払報告書を給与受給者の住所地（令和2年1月1日現在）の市区町村へ提出してください。詳しくは、市ホームページ「給与支払報告書の提出について」をご覧ください。

所得税の源泉徴収義務者である給与支払者（法人・個人を問わず）には、法令により全ての従業員の個人住民税を給与から特別徴収していただく必要があります。詳細は、市ホームページ「平成30年度から特別徴収一斉指定」をご覧ください。なお、同ページに掲載しているチラシのつづり方で給与支払報告書をご提出ください。

また、給与支払報告書は、eLTAX（エルタックス）を利用して提出できます。詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

提出期限／1月31日（金）まで

問合先／税務課税制係 ☎ 42-8712

社税務署で申告書作成会場を開設

開設期間／2月17日（月）～3月16日（月）

受付時間／平日の午前9時から午後4時まで

※混雑状況により相談受付を早めに終了する場合があります。会場開設当初と申告期限間際は、大変混雑が予想されます。

※会場の混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書・青色申告決算書は、ご自宅等で作成していただいた上、ご持参ください。

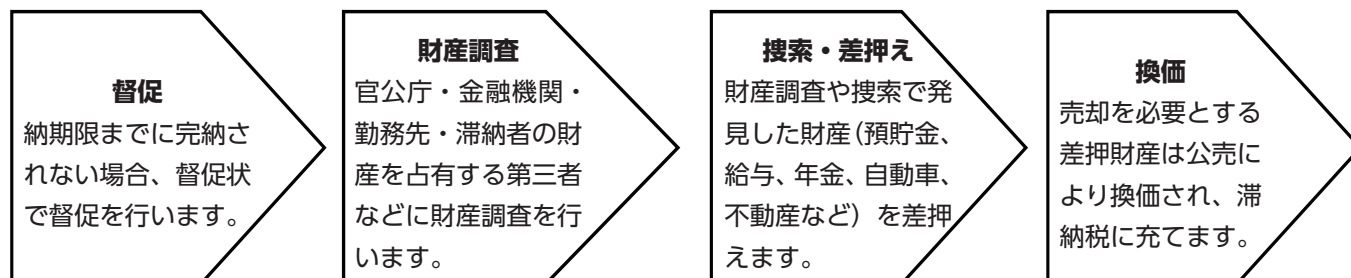
場所／社税務署（加東市社51-3） ☎ 0795 42-0223

差押え等の滞納処分を強化しています

問合先／税務課 ☎42-8714
fax42-5700 shuno@city.kasai.lg.jp

市税は、福祉・教育・道路整備など、さまざまな行政サービスを提供するために必要な財源です。市では、市税収入の確保と98%以上の大多数の納期内納税者との公平性を保つため、地方税法や国税徴収法に基づいて、市税を滞納している人に納税催告や財産調査および財産（預貯金、給与、年金、自動車、不動産など）の差押え等の滞納処分を行っています。

●滞納処分のながれ

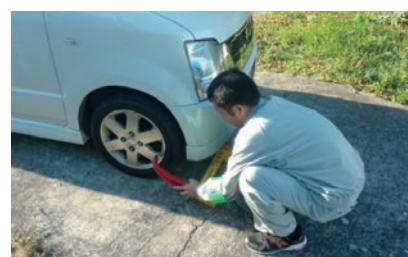


●タイヤロックによる自動車などの差押えや搜索による差押えを強化しています。

再三の文書等による催告に応じない滞納者には、給与や預貯金、住宅などの差押えを執行していますが、さらに自宅や店舗の搜索による動産等の差押え、タイヤロックによる自動車などの差押えを強化し、より一層の滞納整理に取り組んでいます。

●自動車差押え件数等の年度別推移

年度	自動車差押え件数	搜索件数
H28	4	0
H29	3	2
H30	9	8



タイヤロックによる自動車差押え

～1人で悩まず、早めに納税相談を！～

災害や疾病、事業の休廃止や失業などにより、やむをえず納期限内に納税できない場合は税務課にご相談ください。生活状況や収支状況から納税計画を立て、滞納を解消するための支援をします。



滞納者宅への搜索

入札参加資格審査申請書の受付

問合先／管財課 ☎42-8704
fax43-8257 kanzai@city.kasai.lg.jp

令和2・3・4年度建設工事、測量（測量・建設コンサルタント等）、物品の製造・買入れ（物品の製造、買入れ、売払い、役務の提供〔小規模修繕工事等を含む〕等）にかかる入札参加資格審査申請書の受付を行います。

●受付期間／2月3日（月）～28日（金）まで

●提出方法

市内・準市内業者：郵送または持参

市外業者：郵送のみ（2月28日消印有効）

●提出場所

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地
加西市役所総務部管財課

●申請様式

①建設工事・測量

国土交通省（地方整備局）様式等

②物品の製造・買入れ

市指定用紙

※市ホームページで要領・必要書類等をご確認ください。